

東北地方太平洋沖地震復興対策と原子力発電所事故に関する要請

平成23年3月11日に発生した「東北地方太平洋沖地震」は、マグニチュード9.0と世界の地震史上4番目の規模であり、東日本各地に癒えがたい傷跡を残している。

死者は1万人を超えると見られ、あらゆるライフラインの損壊及び生活物資の欠乏により被災された方々の辛苦は日増しに増大している。

とりわけ、農業は生活の場で、地域で営まれ、他の産業のように移転を視野に復興に取り組むことは極めて困難であり、その地域・場所で復興に取り組まねばならずその困難は筆舌に尽くし難いものがある。

これら震災および被害に加えて福島県内の原子力発電所で発生した事故は、地域の住民ならびに農業者の生活や農業経営の継続に大きな不安を与えている。

さらに同事故により福島県ならびに茨城、栃木、群馬各県の農畜産物から食品衛生法上の暫定規制値を超える放射能が検出されたことにより出荷自粛を強いられ、既に風評害が発生し始めていることは、われわれ農業者の責に帰するものではなく、深い憤りと絶望の思いに駆られずにはられない。

われわれ農業委員会組織は、農地等の被害状況の把握や調査等について全面的な協力をはじめ農業・農村の復興に全力で取り組むこととしております。

その上で、政府・国会に対し、このような事態に対して万全の策を講じられるよう、下記の通り強く要請する。

記

1 農地等の災害復興について

(1) 農地被害の復旧について

- 農地の復旧、復元は全額国の負担で対応すること。
- 農地復元後、減収、品質劣化が生じることが想定されるので、栽培技術・販売等についての支援を講じること。
- 津波被害による塩害対策を徹底的に講じること。

(2) 農業施設等の被害の復旧について

- がれきの除去や新施設設置についての支援を講じること。
- 農業施設等壊滅地域に対する所得補償等の支援策を検討すること。

(3) 農業経営の再開に当たって

- 農業者年金、制度金融及び農の雇用事業等各種制度・事業について特例措置を講じること。
- 農業者戸別所得補償制度について被災地域における加入申請期間の延長等、緊急対策を講じること。
- 生産数量目標の達成が困難な被害市町村の割当分について、被害の無かった市町村での引き受け措置を講じること。
- 農業用燃料等各種農業資材・飼料の早期・円滑な供給を図ること。

2 原子力発電所関連被害について

- 原発事故に伴い出荷停止等の被害を受けた農業者に対して補償を行うこと。
- 事故により営農継続困難に陥る農業者に対し再開及び転廃業に要する補償を行うこと。
- 風評被害が生じないように消費者並びに実需者等国民に対して迅速かつ細心の注意を払って情報開示を行うこと。また風評被害に対する補償措置を講じること。

3 農業経営再開・継続困難地域について

- 津波被害等により農地への復元が困難なこと等により、その地域に於いて営農困難に陥り、移転、転廃業を余儀なくされる者に対し、きめの細かい支援を講じること。
- 農業経営再開困難者の既往借入資金の償還免除等について検討すること。

4 農業委員会の業務について

- 7月に予定されている農業委員選挙について柔軟な措置を講じること。
- 農地基本台帳等が消失した市町村における今後の事務処理と再作成費用の支援を講ずること。

平成23年3月24日

全国農業会議所